

令和7年12月農業委員会総会議事録

令和7年12月23日午後3時00分、令和7年12月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 23名

1番	平井	秀樹	委員	3番	佐藤	修司	委員	4番	前田	優考	委員
5番	福士	章逸	委員	6番	金田	公隆	委員	7番	工藤	堅	委員
8番	対馬	雅之	委員	9番	藤田	善明	委員	10番	小林	政貴	委員
11番	木村	芳文	委員	13番	戸澤	幸彦	委員	14番	石岡	人志	委員
15番	田村眞裕美	委員		16番	岩谷	裕子	委員	17番	成田	毅	委員
18番	小田切	葵	委員	19番	兜森	弘義	委員	20番	高橋	貴志	委員
21番	小田桐武志	委員		22番	種澤	達也	委員	23番	嶋口	千速	委員
24番	石岡千鶴子	委員		25番	小嶋	勇成	委員				

欠席委員 2名

12番	町田	高司	委員	26番	川村	陽彦	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第114号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第115号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第116号	農地の買受適格証明願の証明書の発行について

報告第42号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第43号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第44号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和7年12月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田優考会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、佐々木潤推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお願ひします。それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長、よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席の通告があります。議席番号12番町田高司委員、26番川村陽彦委員の2名であります。ただいまの出席者数は23名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。13番戸澤幸彦委員、14番石岡人志委員、15番田村眞裕美委員、以上3委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第114号を議題といたします。議案第114号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第114号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件10,810m²、畠6件44,090m²、合計7件54,900m²であります。また、使用収益権関係では、田2件15,394m²、畠7件61,270.49m²、合計9件76,664.49m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る12月8日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小田桐武志副委員長、高橋貴志委員、嶋口千速委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。8ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号130番について申し上げます。借受人は24歳から現在まで、貸付人の農地でりんご栽培の後継者研修を受けており、今回農地を取得する見通しがたつことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、貸付人の指導のもと、りんごと桃を栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上です。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

	(なし)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に6ページ、所有権関係、受付番号139番及び140番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	所有権関係、受付番号139番及び140番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第114号のうち、所有権関係、受付番号139番及び140番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
福士章逸委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (福士章逸委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に7ページ、使用収益権関係、受付番号127番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号127番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第114号のうち、使用収益権関係、受付番号127番については、許可することに決定いたします。福士委員の着席をお願いします。
	(福士章逸委員着席)
議長	それでは、所有権関係、受付番号139番及び140番、使用収益権関係、受付番号127番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	所有権関係、受付番号139番及び140番、使用収益権関係、受付番号127番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第114号のうち、所有権関係、受付番号139番及び140番、使用収益権関係、受付番号127番を除く申請については、許可することに決定いたします。
	次に、議案第115号を議題といたします。議案第115号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

11 ページをお開き願います。議案第 115 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 7 件 40,529 m²、畑 8 件 37,413 m²、合計 15 件 77,942 m²であります。また、使用収益権関係が、田 4 件 16,969 m²、件数には含まれませんが畑が 69 m²、その他が 101 m²、合計 4 件 17,139 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

小田桐調査副委員長

13 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 106 番から 17 ページ受付番号 120 番及び 18 ページ使用収益権関係、受付番号 41 番から 19 ページ受付番号 44 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関する、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。17 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 120 番について申し上げます。本申請は令和 7 年 5 月総会にて審議されたものと同じ案件となります。5 月総会議決後、県の認可前に譲受人の都合により取下げとなりましたが、今回再度申請があったものとなります。所有権関係、受付番号 120 番及び 19 ページ使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。

石岡人志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 13 ページ、所有権関係、受付番号 108 番及び 19 ページ使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 108 番及び使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 108 番及び使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。

(石岡人志委員着席)

戸澤幸彦委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
(戸澤幸彦委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 17 ページ、所有権関係、受付番号 120 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

	(なし)
議長	議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 120 番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 120 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
議長	それでは、議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 108 番、120 番及び使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 108 番、120 番及び使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第 115 号のうち、所有権関係、受付番号 108 番、120 番及び使用収益権関係、受付番号 43 番、44 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 116 号を議題といたします。議案第 116 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 116 号は「農地の買受適格証明願の証明書の発行について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農地買受適格証明願の提出があったので、その証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。本会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 3,570 m ² であります。本件は民事執行法に基づく競売に参加するために必要な証明書の発行についての議案でありますが、本証明書が発行され、願出人が買受人となり、3 条許可申請があったときは、本願出の内容と事情が異なる場合を除き、これを許可するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されており、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	23 ページをお開きください。受付番号 1 番について、事情聴取した内容を申し上げます。願出人は実家が農家であり、幼少期から現在まで、水稻や野菜の農作業を手伝っており、この度仕事を退職し、新規就農するものであります。取得後、当該農地においては、水稻を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められ、証明書の発行は適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

	(なし)
議長	それでは、議案第 116 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 116 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 116 号は証明することに決定いたします。 次に、報告第 42 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	25 ページをお開き願います。報告第 42 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 30,509 m ² 、畑 11 件 125,677 m ² 、合計 15 件 156,186 m ² であります。なお、届出理由につきましては、27 ページから 30 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 42 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 43 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。報告第 43 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 27,631 m ² 、畑 4 件 22,643 m ² 、合計 11 件 50,274 m ² であります。なお、解約理由につきましては、33 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 43 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 44 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。報告第 44 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。 今会議に報告されました筆数と面積は、田 16 筆 17,747 m ² 、畑 54 筆 90,021 m ² 、合計 70 筆 107,768 m ² であります。以上であります。
議長	報告第 44 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	この非農地の判断について、許可でれば法務局に行ってもらわねばまいねとか、経験

議 長

主幹兼農地利用促進係長

ない人は何も解らないと思うはんで。

はい。今回非農地判断された土地については、まず農地の所有者に対して非農地通知書を送らせていただいております。その中にですね、非農地通知書と別紙で、法務局へ地目変更登記が必要ですよということを別紙で申し添えて送っておりまして、地目変更登記というのは、必ずしも今すぐやらなければならないという訳ではないですし、やらなくても特に支障になることがある訳ではないんですけど、一応やってくださいということでお願い、お知らせはしております。なお、法務局へその旨通知しているのと同時に、資産税課、市の方にも今回非農地になりましたということで通知はしていますので、課税価格、固定資産税の評価額になるものは、資産税課の方の判断で、地目変更の登記にかかわらず、例えば原野とか山林になる場合もあります。そこの判断は資産税課の方でしております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15時29分〕